

四日市市告示第586号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条及び第12条に基づき市長が別に定める機関を第1に、四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）別表第8に規定する建築物のエネルギー消費性能の工事に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料及び法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料に規定にする法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第2に、同条例別表第8に規定する法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料に規定する法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第3に、同条例別表第8に規定する法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料及び法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料に規定する法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第4に、同条例別表第8に規定する法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料に規定する法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第5に定めます。

なお、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する基準の適合性を審査する機関等について（平成29年四日市市告示第127号）は、令和元年11月15日限り廃止する。

令和元年11月20日

四日市市長 森 智広

第1 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第30条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関と

する。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する機関。ただし、複合建築物の場合については(1)を除く。
 - (1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能機関」という。）
((3)に該当するものを除く。)
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
 - (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第2 法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については、(1)を除く。
 - (1) 第1の2(1)に掲げる機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 第1の2(2)に掲げる機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (3) 第1の2(3)に掲げる機関が、法第30条第1項各号に掲げる

基準に適合するものとして交付する適合証

第3 法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録住宅性能評価機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び検査済証
- (4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については、(1)を除く。

- (1) 第1の2(1)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 第1の2(2)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 第1の2(3)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 1(2)に掲げる書面
- (5) 1(3)に掲げる書面

第4 法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28

年 1 月 2 9 日 経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。) 第 10 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第 5 法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分
基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)及びロ(3)の規定に基づく評価方法

2 1 以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づく評価方法

附則

1 この告示は、告示の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)